

解説



KAMの有用性—透明化・ 情報提供・動機づけ・ガバナンス

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

や な が ま さ お
弥永 真生

さる平成30年5月8日に、企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂について(公開草案)」が意見募集手続に付された。ここで提案されている監査基準の改訂のうち、最も主要なものは、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(以下「KAM」という。)を記載することを求めるというものである。

1 監査の透明化

KAMの記載が検討された背景には、国際監査基準 (ISA) 701 の設定 (および、EU 構成国等におけるその適用) ならびにアメリカにおける監査基準の改訂があるが、より直接的には、金融庁「『会計監査の在り方に関する懇談会』の提言」(平成28年3月18日)において、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実の一環として「会計監査の内容等に関する情報提供の充実」が挙げられたことを受けたものである。すなわち、「会計監査の内容等に関する情報提供の充実」の一内容として、「監査報告書の透明化等」が示され、具体的には、「現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例え

ばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUも本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。このような、いわば『監査報告書の透明化』について、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである。」と提言されていた(なお、EUでは、たとえば、12月末決算会社の監査については、2017年12月31日終了事業年度からKAMに関する記載がなされ、アメリカでも、大規模早期提出会社の場合、2019年6月30日以降に終了する事業年度の監査からKAMと同様のCAMに関する記載が要求されることとなった。)¹。

このように、監査の透明化を狙いとして、KAMの記載導入の議論が開始されたことからすれば、日本においてKAMの記載に期待される効果としては、まず、監査の透明性の向上により、利用者の監査および財務諸表に対する信頼性が高まることを挙げるべきであろう。利用者からすれば、これまで、監査は全くのブラックボックスであった可能性が高く、それが疑心



暗鬼を招いていた可能性や、逆に、無限定適正意見が有するインプリケーションを的確に把握できず、過大な期待を抱くことにつながっていた可能性がある。このような問題に、KAMの記載はある程度の解決を与えてくれる可能性がある。(経済)社会における制度の1つとして公認会計士または監査法人による会計監査制度が十分な意義を持つためには、公認会計士等による会計監査に対して、被監査財務情報の利用者が信頼を置き、その有用性を認めることが不可欠な前提であることからすれば、監査の透明性の向上が強く求められるのは当然のことであろう。また、後述するガバナンスに対する好影響の可能性とも関連するが、会計不祥事があり、それが発覚すると、監査人は何をしてきたのか、かつ、監査人は監査役・監査等委員会・監査委員会(以下「監査役等」という。)や経営者に何らかのアラートを発していたのであろうかということが、しばしば話題になるが、KAMの記載によって、一部にすぎないとはいえ、監査人と監査役等または経営者との間のコミュニケーションの内容を、利用者が知ることができ、監査人と監査役等または経営者との間のコミュニケーションがブラックボックスであるという問題の解消・軽減にもつながると期待できる。情報利用者は、情報を入手できない部分については、悲観的に(悪く)推測するという傾向がありうることからすれば、監査の透明性の向上という効果は社会的意義が高いということができよう。

2 情報提供

金融商品取引法のみならず会社法も念頭に置くと、①投資・与信意思決定に有用な情報の提供と、②株主総会など²を通じたガバナンスを有効に働かせるた

めの情報の提供が期待されている。

たしかに、被監査財務情報の利用者として、全くの素人を想定すれば、KAMの記載があったとしても、それを活用することは難しく、少なくとも、①の意味での情報提供機能は期待できないという見方もありえようが、利用者として、機関投資家やアナリストのように相当程度洗練された投資者を想定すれば、——監査人が適切に記載する限りにおいてではあるが——KAMが一定程度の情報価値を有するということは十分に期待できる。すなわち、たとえば、無限定適正意見は、「連結財務諸表が、……株式会社及び連結子会社の……連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」というように表明されているが、そこでは、「すべての重要な点において」、「適正に表示」とされていることから明らかなように、一定の幅があり、かつ、連結財務諸表についての全体としての意見表明となっている。したがって、同じ無限定適正意見であっても、保証水準(監査人にとっての確信度)は相当程度の幅がありうることもかかわらず³、従来の監査報告書にはどの程度の保証水準なのかを読み取れる手がかりは全くなかったし、ましてや、個々の監査対象項目について監査人がどの程度の確信度を有しているのかをうかがい知ることはできなかった。KAMの記載は、このような点についての情報を利用者にある程度提供する機能を有している可能性がある。

もちろん、導入当初は、——かりに、監査人がわかりやすく、かつ適切に記載したとしても——利用者はKAMに関する記載から必ずしも十分な情報を引き出すことができないことは十分に想定できる。しかし、KAMに関する記載の利用に習熟すれば、KAMの記載がない監査報告書

からは得ることが全くできない情報を得ることができることが期待できよう。

②の意味における情報提供という観点からも、利用者がある程度洗練された投資者であるとすれば、KAMは重要な情報となりうる。すなわち、これまでは、監査の失敗があって初めて、監査人の能力と誠実性についての情報が明らかになり、少なくとも、監査報告書の記載には、監査人の能力を推し量ることができるような情報は含まれていなかった(どの被監査会社のどの財務諸表についても、どの監査人の監査報告書においても、無限定適正意見であれば、会社名や対象会計期間などを除いて、記載内容に実質的な違いがないため)。しかし、KAMの記載が適切になされれば(いわゆるポイラプレート化を回避できれば)、それぞれの監査報告書の記載内容が異なる上、その監査に固有の情報が含まれるため、十分な能力と知見を有する利用者は、KAMの記載から、ある程度、監査人の能力や、適切に監査を行っているかをうかがい知ることができるようになる可能性が十分にある。ひいては、監査役等が監査人を適切に評価し、選解任の議案を株主総会に提出しているかどうかを株主等が察知する手がかりともなりうる。

3 動機づけ

まず、KAMの記載により、監査報告書自体が重要な情報を提供するものとなれば⁴、これまで、監査報告書を熟読しようとしなかった利用者が監査報告書を読むようになるという効果が得られることも想定できる。追記事項が記載される少数の場合を除き、監査報告書には被監査会社またはその会計監査に係る固有の情報が含まれておらず、利用者には、監査報告書を読む、少なくとも熟読する

この意義が感じられなかった。ほとんど、誰も読まない監査報告書を作成するのは、監査人にとっても張り合いがない(というのはいいすぎかもしれないが)ということになりかねないという問題への対策となりうる。

また、これまでの短形式監査報告書は、定型文のみに終始するのが多くの場合であり、その結果、監査人としても、監査報告書の読者(ユーザー)を意識して、監査を実施し、意見を形成していても、ユーザーを意識して監査報告書を作成しているとはいえなかったのではないかと推測される。他方、KAMの記載により、監査人はより具体的にユーザーを意識することとなるなど、監査報告書の記載について監査人は意識的に注意を払うことになると予想される。とりわけ、監査の過程で注目した事項を記載し、被監査会社以外の者に広く知らせることになるので、監査人がより懐疑心を発揮して、より適切なリスク評価を行い、より適切なリスク対応を行うという効果も期待でき監査品質が向上するという副次的な効果も期待できる。

さらに、監査人と監査役等との間のコミュニケーションの質が高まる効果も期待できるかもしれない。すでに、多くの企業において、監査人と監査役等との間のコミュニケーションは適切に行われていると考えられるものの、かりに、不十分な企業あるいは監査人が存在しているとすれば、そのような企業や監査人についても底上げが図られると考えられる。監査役等にコミュニケーションしていない事項を監査報告書にKAMとして記載するわけにはいかないからである。また、——メリハリのついていない報告を行うことはほとんどないとは思われるのであるが、かりにあるとしても——KAMの記載が求められることによって、メリハリのついた監査役等へのコミュニケーションを監査人が行うとい

うインセンティブも期待できる(そうしないと、監査役等からの評価が低くなってしまおうであろう)。

以上に加えて、KAMに対して経営者および監査役等がより多くの注意を払うようになり、その結果、財務報告の品質の向上が図られることも期待できるかもしれない。これまで、——会社法の下では、監査人のコミュニケーションの相手方は監査役等であることもあり——経営者は監査役等と監査人とのコミュニケーションの内容について関心をあまり持っていないかであったかもしれない。しかし、KAMが記載される場合には、KAMについて経営者は関心を持つであろうと予想されている⁵。監査役等または財務諸表の作成者である経営者と監査人との間で、財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクについて十分なディスカッションを行い、より深いリスク認識を共有するというインセンティブが生じそうである。のみならず、KAMの記載は、監査役等の会計監査にとどまらず、業務監査との関係で重要な内容を含んでいることがありうること、KAMの記載があると、監査役等は監査人からコミュニケーションされた事項に適切に対応しないとそれが株主等に知られてしまうことなどから、監査役等(および経営者)の行動に影響を与えることも期待できる。

4 ガバナンス

前記3でみたような、監査人、監査役等および経営者にとってKAMが有する動機づけ機能を前提とすると、監査人および被監査会社のガバナンスの向上に対するKAM記載の有用性も重要である。

すなわち、監査人としては、監査役等とのコミュニケーションを適切に行うことがこれまでも要求されてきたが、KAMの記載が要求されるということになると、監査

法人全体として、監査役等とのコミュニケーションの質が担当社員次第で劣ることがないように、品質管理を行うということになるのであろう。また、KAMに対する「監査における監査人の対応」の記載が要求される場所、監査上の失敗があったような場合に、責任追及にさらされるおそれを最小化するために、監査手続が適切に選択され、かつ、実施されるような品質管理がこれまで以上に図られることになると期待される。

他方、被監査会社に着目するならば、その株主総会において、KAMを前提とした、株主による質問や議決権行使行動がみられるようになるかもしれないし、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードを背景とした投資家との対話にも影響を与えることになりそうである。KAMを監査役等や経営者がどのようにとらえているのか、どのような対応をしているのかについて問われるであろうから、それを前提としたガバナンスが形成されていくと予想できる。また、コミュニケーションされた事項、とりわけ、KAMを理解し、適切に対応するという観点から、そのような能力、知見、経験を有する者⁶を、少なくとも1人以上、監査役等として選任するという方向に被監査会社が舵を切ることもありえよう。そして、監査役等は、KAMの記載も踏まえつつ、たとえば、会計監査人の選解任に関して、株主等に対して説明責任を果たしていくことになりそうである。

なお、公開草案では、会社法上の会計監査との関係では、KAMの記載を要求するものとされていないが、会計監査報告にKAMを記載することは妨げられないし、KAMが記載されていなくとも、株主総会において、取締役または監査役等に対して、監査人からコミュニケーションされた事項(しかも、株主総会の時点では、金

融商品取引法上の監査報告書に記載されるKAMについての情報も監査役等は有しているであろう。)について、株主が説明を求めることは可能であるから、金融商品取引法上、KAMの記載が要求されることは会社法の下でのガバナンスにも良い影響を与えらると思われる。

<注>

1 金融庁「『監査報告書の透明化』について」(平成29年6月26日)においても、「『透明化』の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、『透明化』について具体的な検討を進めていくことが期待される。」とされていた。

- 2 資本市場(いわゆる市場原理)を通じたガバナンスも、近年では重要な意義を有すると認識されるようになっており、金融商品取引所の上場規程に基づく情報開示にはそのような役割も期待されていると考えられる(たとえば、東京証券取引所は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の作成および提出を求めている。)
- 3 国際会計士連盟(IFAC)の研究では、監査における合理的保証水準としては80%から95%が想定されている(IFAC, The Determination and Communication of Levels of Assurance other than High, 2002)。
- 4 従来の監査報告書は、いわば黒子のようなものであって、被監査財務情報の情報価値を保証するものであり、追記情報の記載がありうることは格別、無限定適正意見を内容とする監査報告書自体が情報

を提供するという発想は前提とされていないかと思われる。

- 5 監査部会における議論などでは、KAMの記載に当たって監査人と被監査会社(経営者等)との間のすり合わせが行われることが当然の前提とされているように思われる。
- 6 なお、公開会社の事業報告には、監査役、監査等委員または監査委員が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その旨が記載される(会社法施行規則121条9号)。

***必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材**

	教材コード	J 0 3 0 4 3 3
	研修コード	3 0 0 1
	履修単位	1 単位